

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業

基本協定書(案)

令和 8 年 1 月

富山市

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業 基本協定書(案)

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、富山市(以下「市」という。)と、応募グループ[]の代表企業、構成企業(資格審査書類に、それぞれ応募グループの代表企業、構成企業として明記された者をいう。総称して以下「事業者」という。)との間で、以下のとおり合意し、本基本協定を締結する。なお、本基本協定における用語は、別途定義されているもの及び文脈上別異に解釈すべき場合を除き、募集要項に定義された意味を有するものとする。

(目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し、事業者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、市と代表企業との間で、本事業及び本事業に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結に向けて、市及び事業者双方の義務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者の義務)

第2条 市及び事業者は、市と代表企業との間で締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 事業者は、事業契約締結のための協議において、本事業の応募手続における市の要望事項を尊重しなければならない。

3 代表企業は、本基本協定締結の日において、本事業において代表企業が行う行為に関し、全ての構成企業から、同意書(別記様式第1号)を徴求して市に提出しなければならない。

4 代表企業は、構成企業を適切に指導、調整し、本事業の遂行に努めるものとする。

5 代表企業は、構成企業の行う行為につき、連帯して責任を負うものとする。

6 市は、事業者全てに通知、連絡を行う必要はなく、代表企業にのみ通知、連絡することで足りるものとする。

(事業契約の締結等)

第3条 市及び代表企業は、本基本協定締結後、令和8年8月20日までに、仮契約を締結する。

2 前項の仮契約は、事業契約の締結について富山市議会の議決を得たとき、本契約とする。

3 市及び事業者は、募集要項に合わせ公表する仮契約書(案)及び事業契約約款(案)(その後公表した修正版を含むものとする。以下、併せて「事業契約書(案)」という。)の内容に関し、事業提案書提出前に確定することができなかった事項を除いては、原則としては変更しないものとする。

4 市及び事業者は、仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市は、事業契約の本契約締結前に、本事業の応募手続に関し、事業者のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、代

表企業との間で事業契約を締結しないことができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 8 章第 2 節に規定する手続きに従って、同法第 7 条、第 8 条の 2、第 17 条の 2、又は第 20 条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独占禁止法第 8 章第 2 節に規定する手続きに従って、同法第 7 条の 2、第 7 条の 9、第 8 条の 3、又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までのいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。
- (4) 富山市暴力団排除条例(平成 24 年富山市条例第 13 号)第 2 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき、又はこれらの者に該当するに至ったとき。

- 6 市は、事業者の責めに帰すべき事由により代表企業と事業契約を締結することができない場合には、事業者に対し違約金を請求することができるものとする。なお、違約金は、本事業に係る事業契約書(案)別紙 4 に規定する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び改修・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、改修費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の 10 分の 1 に相当する金額とする。
- 7 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 8 事業者が前 2 項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、富山市契約規則第 39 条の規定により、事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

(業務の委託、請負)

- 第4条 代表企業は、本事業の実施に関し、設計に係る業務を[]に、改修に係る業務を[]及び要求水準書閲覧資料 4「B 工事指定会社リスト」に記載する B 工事の指定業者である株式会社[]、株式会社[]、株式会社[]に、工事監理に係る業務を[]に、維持管理業務を[]に、運営業務を[]に、それぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。
- 2 代表企業は、事業契約の締結後、速やかに、前項に定める各業務を委託し、又は請け負わせる者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれらに代わる覚書等を締結するものとする。また、当該契約等の締結後、速やかに、当該契約書等の写し等、各業務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面を、市に提出するものとする。
 - 3 代表企業から業務を受託し、又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければなら

ない。

(準備行為)

第5条 事業者は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力しなければならない。

(資金調達)

第6条 代表企業は、事業者が本事業に関して市に提出した事業者提案に従い、本事業の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

2 代表企業は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、融資を行う金融機関等が決定した場合には、当該金融機関等の名称その他の詳細を明らかにする資料を、市に直ちに通知し、また、当該金融機関等と代表企業とが融資契約及びその他の契約（担保契約を含むが、これに限られない。）を締結した場合には、速やかに当該契約書の写しを市に提出しなければならない。

(事業契約不調の場合の処理)

第7条 市と代表企業との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、第3条第6項から第8項まで、及び第9条に規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、市及び事業者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、また、市及び事業者は、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(有効期間)

第8条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約のすべてが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第3条第6項から第8項まで、第7条、第9条、第10条及び第12条の規定の効力は存続するものとする。

2 事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第3条第6項から第8項まで、第7条、第9条、第10条及び第12条の規定の効力は存続するものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第9条 市は、事業契約書（案）に示す事業期間に関わらず、本事業の応募手続きに関し、第3条第5項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業者に対し、本事業に係る事業契約書（案）別紙4に規定する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び改修・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、改修費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の2に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。

2 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、市がその超

過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

- 3 事業者が前 2 項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、富山市契約規則第 39 条の規定により、事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

(秘密保持)

第10条 市及び事業者は、本基本協定に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、弁護士等の法令上守秘義務を負う者に開示する場合、代表企業が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

第11条 本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第13条 本基本協定に定めのない事項が発生したとき又は疑義が生じたときは、必要に応じ市及び事業者協議のうえ定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、市及び事業者が記名押印のうえ、市及び代表企業がそれぞれ1通を保有する。

令和[]年[]月[]日

市 富山県富山市新桜町7番38号
富山市長 藤井 裕久 印

事業者
(住所)
[]会社(代表企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社(構成企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社(構成企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社(構成企業)
代表取締役 印

令和 年 月 日

同 意 書

当社は、富山市が実施する(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業に係る募集要項等の富山市が定める事項を十分理解した上で、以下に示す代表企業が行う末尾記載の行為に関して同意し、当社も必要な責任と負担を負うことを保証します。

構成企業(当社)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

代表企業

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

同意事項

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業に関する次の①～④の手續及びその関連手續

- ①事業遂行に係る富山市への質問
- ②事業遂行に係る富山市への説明
- ③基本協定の締結
- ④事業契約の締結